

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

インドネシア共和国官報

2018 年 883 号 法務・人権省令 特許権者による特許の実施

特許権者による特許の実施に関する インドネシア共和国 法務・人権省令 2018 年 15 号

慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

インドネシア共和国法務・人権大臣は、

特許に関する法律 2016 年 13 号の規定を実施するため、特許権者による特許の実施に関する法務・人権省令を定める必要があること；

を検討し、

1. 国務大臣省に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号）；
2. 特許に関する法律 2016 年 13 号（インドネシア共和国官報 2016 年 173 号、官報補遺 5922 号）；
3. 法務・人権省に関する大統領令 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）；
4. 法務・人権省の組織と業務手続に関する省令 2015 年 29 号（インドネシア共和国官報 2015 年 1473 号）；

を考慮し、

特許権者による特許の実施に関する法務・人権省令

を定めることを決める。

第 1 条

本省令では、用語を以下のように定義する：

1. 特許とは、技術分野の発明成果に対して、一定の期間、発明を自ら実施する、あるいは他者に実施する承認を与えるための、国が発明者に与える独占権である。
2. 特許権者とは、特許登録簿に登録された特許の所有者としての発明者、当該特許に対する権利の譲渡を受けた者、または当該特許に対する権利のさらなる譲渡を受けた者である。
3. 特許の実施とは、インドネシアにおいて製品を製造する、またはプロセスを利用する特許権者の義務である。
4. 大臣とは、法務分野の行政業務を担当する大臣である。

第 2 条

- (1) 特許権者は、インドネシアにおいて製品を製造する、またはプロセスを利用する義務がある。
- (2) 第(1)項で定められた製品の製造またはプロセスの利用は、技術移転、投資の現地化および/あるいは雇用創出を補助するものでなければならない。

第 3 条

特許権者が第 2 条で定められたインドネシアでの特許の実施がまだできない場合、特許権者は理由を添えて大臣に申請を提出することにより、最長で 5 年、インドネシアでの製品の製造またはプロセスの利用の実施を猶予させることができる。

第 4 条

第 3 条で定められた特許実施の猶予申請は、特許の付与の日から最長で 3 年間提出できる。

第 5 条

大臣が第 4 条で定められた製品の製造またはプロセスの利用の実施の猶予申請を承認した場合、大臣は特許権者に通知する。

第 6 条

第 3 条で定められたインドネシアでの製品の製造またはプロセスの利用の実施の猶予は、決定日から与えられ、また理由を添えることで延長できる。

第 7 条

この省令は法制化の日から有効となる。

すべての者が知ることができるよう、本省令の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定

2018年5月22日

インドネシア共和国

法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにて法制化

2018年7月11日

インドネシア共和国

法務・人権省

法令総局長

署名

WIDODO EKATJAHJANA